

# 企画提案指示書

## 1 委託する業務名

食品産業エネルギー利用効率向上支援事業委託業務

## 2 業務の目的

食品産業においては、原材料等の利用段階、加熱・冷却、水の使用・排水、照明・空調・動力など様々な工程でエネルギーを消費しており、燃料価格が高値基調で推移していることや電気料金の値上げによって、食品産業を取り巻く経営環境の厳しい状況が続く中、効果的な省エネ設備の導入やエネルギー削減の取組が急務となっている。

また、食品ロスについては、処理コストが発生するだけでなく、商品として販売し得られる利益を消失するほか、原材料の生産や加工、流通等に要したエネルギー全てを無駄にすることになることから、エネルギー削減とコスト削減に直結する食品ロスの削減は、食品産業の重要な課題となっている。

このため、食品製造事業所等の従業員を対象に、省エネや食品ロス削減対策の具体的な取組方法やコスト削減効果等に関する研修事業を実施し、各事業所における省エネや食品ロス削減活動の中核的な役割を担う人材を育成することにより、食品産業におけるエネルギー削減等、ゼロカーボンの実現に繋がる取組を促進する。

## 3 委託業務の内容

委託する業務は次のとおりとする。

### (1) 取組実態調査の実施

食品製造業等（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業）における省エネ・新エネ機器の導入や施設・設備の省エネ対策等の実施、食品ロス削減やゼロカーボンの実現に向けた取組等の実態や課題等の調査を実施すること。

#### ア 調査対象候補事業所の選定

道内の食品製造業等約1,900事業所の中から、細分類別の業種や事業所の規模、所在する地域等を勘案し、必要に応じて食品関係団体等の協力を得て、幅広い業種の事業所の参考となるエネルギー削減等の取組を実践している事業所を相当数リストアップすること。

#### イ 現地ヒアリングの実施

(ア) 上記アでリストアップした事業所に対し、原則、直接訪問による現地ヒアリングを実施すること。

(イ) ヒアリング項目は、他の事業所が具体的に取り組む参考となるものを選定すること。

#### ウ 調査結果のとりまとめ

(ア) 企業ヒアリングの結果を取りまとめた冊子を作成すること。（1,500部）

(イ) 冊子は、道内事業所がエネルギー削減等に取り組むに当たって効果的に活用できる内容とすること。

### (2) 調査結果を踏まえた勉強会の開催

調査結果を広く周知し、道内各地域の事業所における新たなエネルギー削減等の取組・実践を促進するとともに、エネルギー削減推進等の活動を担う人材育成を図るため、勉強会を開催すること。

ア 道内6圏域において各1回以上開催すること。

イ 勉強会は、取組実態調査の結果を取りまとめた冊子を活用することとし、道内の事業所が新たにエネルギー削減等に取り組む動機付けとなるような内容とすること。

ウ 勉強会参加者に対して、省エネルギー対策や食品ロスの削減に向けた取組等に関するアンケートを実施すること。

### (3) 企画提案にあたっては、提案内容に関して新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を盛り込むとともに、同感染症などの影響により事業実施が困難となった場合の代案を含めること。なお、代案についても企画提案指示事項に沿った内容とすること。

(4) 報告書の作成

上記(1)の研修事業の実施結果について、報告書を作成すること。

(5) 納品を求める成果物

ア 取組実態調査結果を取りまとめた冊子（納入期限は別途調整）

イ 報告書（紙媒体（A4版）：5部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）：1式）

ウ 納入期限 令和5年(2023年)2月28日（火）

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和5年(2023年)2月28日(火)までとする。

#### 5 予算上限額

8,908千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

注： 新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施を中止する場合又は業務内容を変更する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

#### 6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

ア 受託事業者の組織体制が業務実施に必要なものとなっているか。

イ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。

ウ 食品製造事業所等における省エネ及び食品ロス削減対策について、十分な知見と実績を有しているか。

(2) 企画提案内容

ア 調査対象事業所の選定方法は、有効な調査結果に結びつくものとなっているか。

イ ヒアリング項目は、道内の食品製造事業所等が取組を行うに当たって、参考になるものとなっているか。

ウ 調査結果を取りまとめた冊子は、道内の食品製造事業所等がエネルギー削減等に取り組むに当たって、具体的かつ効果的に活用できる構成となっているか。

エ 勉強会の開催は、相当数の参加者が見込まれ、調査結果が広く道内の食品製造業事業所等に周知される内容となっているか。

オ 道内の食品製造事業所等に対し、新たなエネルギー削減等の取組意欲を、より喚起できる内容となっているか。

カ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対策を講じているか。

キ 新型コロナウイルス感染症などの影響により事業実施が困難となった場合の代案があるか。

#### 7 参加資格要件

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者

でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。

ケ コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

(ア) コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

(イ) 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度終了後の5年間に於いて、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 8 参加表明書等の提出

本入札への参加を希望するものは、参加表明書及び添付資料を提出すること。

(1) 提出書類 参加表明書及び添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）

(2) 様式 別添様式による。

(3) 提出部数 1部

(4) 提出期限 令和4年（2022年）7月14日（木）午後5時（必着）

(5) 提出場所 10の(4)のとおり

(6) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

## 9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類 企画提案書及び添付資料

(2) 様式 企画提案書は、別添様式による。添付資料はA4サイズとし、任意様式とする。

(3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部

※1部は、提案者名を記載したもの。残りの8部は、提案者名を記載しないもの。企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。

(4) 提出期限 令和4年（2022年）7月19日（火）午後5時（必着）

(5) 提出場所 10の(4)のとおり

(6) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

## 10 その他

(1) 公募手続において使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には提出者に無断で使用しない。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

- (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先  
〒060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)  
北海道 経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係(担当：林)  
TEL：(代表)011-231-4111(内線26-816) (直通)011-204-5312  
FAX：011-232-8860